

衆議院法務委員会ニュース

平成 29. 4. 5 第 193 回国会第 8 号

4 月 5 日（水）、第 8 回の委員会が開かれました。

1 民法の一部を改正する法律案（内閣提出、第 189 回国会閣法第 63 号）

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第 189 回国会閣法第 64 号）

- ・提案理由の説明を省略することに協議決定しました。
- ・金田法務大臣、井野法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

吉田 宣弘君（公明）

- ・心裡（り）留保という用語は国民一般にとってなじみがなく分かりにくいものであると考えるが、これをより分かりやすい表現に改めることについて、法制審議会で議論はされたのか、伺いたい。
- ・本法案第93条第2項で、心裡留保による意思表示が無効となった場合における第三者保護規定が新設されたが、第三者が保護されるための要件は「善意」のみであり、錯誤や詐欺の場合と異なり、「無過失」は要件とされていない。心裡留保の場合には、第三者は無過失でなくても保護されるのか、伺いたい。

ストが含まれるのではないかと懸念に対する法務省の見解を伺いたい。

- ・悪質な貸金業者の「押し貸し」を防止するための対策を検討すべきとの意見に対する法務大臣の見解を伺いたい。

松浪 健太君（維新）

- ・法務委員会の運営の在り方について発言したい。

藤原 崇君（自民）

- ・本法案成立後、賃貸借契約における敷金の取扱いのような一般の国民の関心のあるテーマについては、リーフレットを用いて関係者に周知すべきと考えるが、法務省の見解を伺いたい。
- ・不法行為による損害賠償請求権の 20 年の期間制限が除斥期間であるとの解釈を変更して消滅時効に改めることとしているが、これにより、多くの被害者を救済できることになるのか、法務省の見解を伺いたい。
- ・民法のうち、物権や相続の分野においても、時代に合わなくなっている部分については改正していくべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

藤野 保史君（共産）

- ・現行民法の消費貸借契約は、要物契約であるが、本法案ではどのように改正されるのか、伺いたい。
- ・諸成的消費貸借契約の成立後、借主が目的物の引渡し前に解除権を行使した場合、それにより貸主が損害を受けたときは、借主に対し損害賠償請求ができることとされているが、その損害の範囲に貸主の高額な資金調達のコ